

## 大和都市計画地区計画の決定（御所市決定）

大和都市計画 殿山台地区 地区計画を次のように決定する。

名称（地区名）	殿山台地区 地区計画	
位置	御所市大字室、西寺田、多田、城山台地区の一部	
面積	約 28.1 h a	
地区計画の目標	<p>地区は、御所市市域の中心部に位置し、国道 24 号に面しており、現在整備中である京奈和自動車道御所南 I C（仮称）に至近といった立地条件から工業系の土地利用が見込まれる地域である。</p> <p>このことから、地域の特性を生かした計画的なまちづくりを進めるため、土地利用及び建築物等に関する計画を定め、開発行為等を適正に誘導し、周辺地域と調和のとれた工業系の市街地形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>御所工業団地を補完熟成すべく、関連会社の集約・従業員の住宅及び便利施設等の確保、あるいは、本市の主要産業・地場産業の育成など本市の市域振興に資する特色のある工業団地としての計画的で適正な土地利用を図るため、地区を細区分し、それぞれ次のように土地利用の方針を定める。</p> <p>又、周辺の山並み、緑と調和した緑豊かなうるおいのある都市景観の形成を図るため、緑地の維持、保全を図るとともに、かき・さく及び敷地内の緑化を務める。</p> <p><b>【A 地区】</b></p> <p>隣接する御所工業団地の関連工場や本市の主要産業・地場産業である製菓工場、履物工場、製パン、製麺工場等を主とした非公害型の工業団地としての土地利用を図る。</p> <p><b>【B 地区】</b></p> <p>集落に隣接しているため、住環境を保全しつつ、家内工場的な地場産業を主とした作業所付住宅用地、従業員の宿舍・住宅用地及びスポーツ・レジャー施設等の住環境と工業の利便と調和した土地利用を図る。</p> <p><b>【C 地区】</b></p> <p>国道 24 号に面しているため、沿道サービス施設を主とした土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>(1) 工業団地としての利便の増進を図るため、国道 24 号と国道 309 号を結ぶ道路を配置、整備する。</p> <p>(2) 周辺環境と調和した緑豊かな工業団地を形成するため、緑地を配置する。</p>

	建築物等の整備の方針	<p><b>【A地区】</b>          良好な工業生産環境を創出し保持するために、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物等の形態及びかき又は、さく構造の制限を定め、適正な誘導・規制を行う。</p> <p><b>【B地区】</b>          居住環境と工業の利便が調和した良好な市街地形成を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物等の形態及びかき又は、さく構造の制限を定め、適正な誘導・規制を行う。</p> <p><b>【C地区】</b>          沿道地域にふさわしい市街地形成を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物等の形態及びかき又は、さく構造の制限を定め、適正な誘導・規制を行う。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員 12m 延長 約830m	
		緑地	1箇所 約 2.5ha	
	地区の区分の名称	A 地区	B 地区	C 地区
	地区の区分の面積	約 14.4ha	約 9.5ha	約 4.2ha
	建築物等の用途の制限	<p><b>【全 域】</b>          次に掲げる建築物は建築してはならない。          (1) 建築基準法別表第二(を)の内、八に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの。</p>		
		—	(2) 建築基準法別表第二(る)の内、三に掲げるキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの。	(2) 建築基準法別表第二(る)の内、三に掲げるキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの。
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m <sup>2</sup>	130 m <sup>2</sup>	130 m <sup>2</sup>
但し、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合していないものについて、その全部を一の敷地として使用する場合は、適用しないものとする。				
かき若しくはさくの構造の制限	かき若しくはさくの高さは、宅地地盤面から2m以下とする。但し、危険防止施設等の施設管理上2mを超える場合は、透視可能なフェンス又は生垣とする。			

	<p>建築物等の意匠・形態の制限</p>	<p>建築物の計画・建設に当たっては、美観に留意し、その配置、規模、意匠、色彩、使用する材料等について、周辺環境との調和を図り、当地区にふさわしい景観を形成するものとする。</p>
<p>区域、地区の細区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり</p>		